

閱覽用

令和4年9月20日

第9回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第9回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年9月20日(火) 午後2時53分から午後3時31分

2 開催場所 安達公民館 集会室

3 出席した委員

農業委員(19名)

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	3番 大内 和長
4番 菅野 一紀	5番 川口 美奈子	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
10番 武藤 栄利	11番 菅野 秀和	12番 根本 信康
13番 佐藤 孝志	14番 佐藤 美由紀	15番 遠藤 伝栄
16番 馬場 利正	17番 松本 太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員(19名)

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	24番 佐藤 一男	25番 佐藤 薫
26番 石川 重彦	27番 菅野 正寿	28番 佐藤 洋三
29番 平 義一	30番 大石 忠雄	31番 遊佐 一夫
32番 渡邊 久	33番 伊藤 金志	34番 渡邊 一正
35番 遠藤 康子	36番 大内 信一	37番 安齋 秀明
38番 武藤 健之		

4 欠席委員

なし

5 遅参委員

農業委員

5番川口美奈子委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第52号 現況確認証明申請について

第4 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第54号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

第7 議案第56号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第57号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7 農業委員会事務局職員

~~事務局長~~ 高根功幸 農地係長 野地 通 農地係 筈崎裕一

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和4年第9回二本松市農業委員会を開

会します。

(宣告 午後2時53分)

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中18名、推進委員19名中19名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

なお、5番川口美奈子委員から遅参の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 それでは、12番根本信康委員、14番佐藤美由紀委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取

り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第3、議案第52号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第52号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年9月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・原野、面積456平方メートル、非農地の事由・15年以上前から耕作しておらず、平成25年に相続後もそのまま放置していたため荒廃化したものです。

番号2、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・田、現況地目・原野、面積1,136平方メートル、非農地の事由・平成10年頃に休耕し、当初は管理していたが、その後、周辺の荒廃化が進み当該地もそのまま放置していたため荒廃化したものです。

なお、所有者氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 17番、松本です。議案52号番号1について、調査内容の報告をいたします。

9月2日午前9時30分より現地にて、大石忠雄推進委員、菊地清吉推進委員と事務局から野地係長と私の4人で現地を確認をいたしました。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、原野と判断しましたので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

15番（遠藤伝栄）委員 15番、遠藤です。議案第52号番号2について、調査内容を報告いたします。

9月2日午後1時30分から、農業委員の安齋喜八さん、推進委員の遠藤康子さん、事務局から野地係長と私の4人で現地を確認いたしました。現地は、永年耕作しておらず荒廃が進んでおり、非農地判定やむなしと判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第52号、番号1、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第52号、番号1、番号2については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第4、議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第53号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年9月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1につきましては、譲受人の新規就農のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

なお、番号1の案件につきまして譲受人は30アールの下限面積を満たしていませんが、申請地の位置、面積、形状等から見て隣接する農地等と一体として利用しなければ利用することが困難な農地と認められるため、下限面積の特例基準を適用し農地法3条での農地取得を申請しているものとなります。

番号2から番号4につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

議案書6ページから8ページに掛けてご覧ください。

番号5から番号12につきましては、譲受人のほ場区画改善の分合のため、

譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 17番、松本です。議案53号番号1について、調査内容を報告いたします。

9月15日午前9時より現地にて、譲渡人の■■■■さんから、大石忠雄推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲受人の■■■■さんからは電話で確認し、内容に間違いのないことでした。内容は事務局の説明とおりです。調査結果、特に問題がないため許可相当と考えましたので、皆様のご審議よろしく願いいたします。

23番（安齋浩一）委員 23番安齋です。議案第53号番号2について、調査内容を報告いたします。

9月12日、譲渡人の■■■■さんおよび譲受人の■■■■さん、電話にて申請に間違いがないかどうかの確認を行った上で、9月17日、齋藤弘美委員とともに現地を確認いたしました。調査の結果、事務局説明とおり、特に問題がないため許可相当と考えます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

36番（大内信一）委員 36番大内信一です。議案第53号3番について、

調査内容を報告します。

9月14日、譲渡人の[]さん、譲渡人の[]さんに連絡し、議案内容について電話にて確認しました。現地は佐藤孝志さんと私とで、9月15日午前11時から現地を確認しました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく願いします。

15番(遠藤伝栄)委員 15番、遠藤です。議案第53号番号4について、調査内容を報告いたします。

9月18日午後1時30分から推進委員の遠藤康子さんとともに、譲渡人・[]さん、それから譲受人・[]さんと現地にて確認いたしました。内容については、事務局説明のとおりという事で、特に問題もなく許可相当と考えます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

22番(武藤善朗)委員 22番、武藤です。議案第53号番号5から番号12までについて、一括して調査内容を報告させていただきます。

9月18日、佐藤美由紀農業委員とともに、譲渡人および譲受人でもありません[]さん、同じく譲渡人および譲受人の[]さん、同じく譲渡人および譲受人の[]さん、[]さんですが、代わりに息子さんが立ち会って、現地にてお話を聞き調査を行いました。なお、同じく譲渡人および譲受人の[]さんは都合により出席できず、電話にて確認いたしました。申請内容に間違いのないとの事でした。内容は事務局説明のとおりであります。調査の結果

ですが、ほ場整備のための分合という事で、特に問題なく許可適当と考えます。

皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第53号、番号1から番号12について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第53号、番号1から番号12については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

（午後3時05分 5番川口美奈子委員 入室）

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第54号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書9ページをご覧ください。

議案第54号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め

る。

令和4年9月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、事後申請となります。昭和39年頃から使用していた車庫兼倉庫が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

21番（佐藤 孝）委員 21番、佐藤です。議案54号の1番。

9月18日朝9時から、野地太郎農業委員とともに■■■■さん宅を訪れ、現状を確認しました。これは、■■■■さんの親が造られたものだということで、申請の内容については事務局説明のとおりでありまして、顛末書も出ていますので、やむなしという事になりましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第54号、番号1について、原案のとおり許可することに賛成の委員は
挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第54号、番号1について
は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第55号「農地法第5条第1
項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書10ページをご覧ください。

議案第55号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に
ついて。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請が
あったので審議を求める。

令和4年9月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、議案第56号番号3と同一案件になります。当初許可取得後、申請
地の土地所有者から事業協力への同意があったため計画を変更します。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

20番(菊地清吉)委員 20番、菊地です。議案第55号番号1について、調査結果を報告いたします。

9月16日9時から現地にて、二本松市都市計画課市街地整備係担当者2名、松本太委員と私の4名で、現地確認をしました。譲渡人の■■■■さんは体調が悪く、親子関係にある■■■■さんと連絡とってほしいとの事でしたので、■■■■さんに連絡を取り、議案内容に間違いがない事を確認しました。調査結果、議案どおりで間違いありませんので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議長(奥平貢市)会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第55号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第55号、番号1については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第56号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書11ページをご覧ください。

議案第56号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和4年9月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、子どもの成長により手狭になったため、申請地に住宅建築を計画
します。汚水は市下水道へ排水します。農地区分について、申請地は都市計画用
途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので、第3種農地と判断され
るものであります。

番号2、従業員増加により駐車場が不足するため、申請地に駐車場設置を計
画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘ
クタール以上の規模の一団の農地であり第1種農地と判断されますが、既存施
設の拡張のために行われるものであり、例外的に許可することができると判断
されるものであります。

番号3、議案第55号番号1と同一案件になります。当該地区は狭隘道路が
多く住宅の建替えが困難となっており、住環境改善のため申請地に住宅用地造
成を計画します。汚水は下水道を新たに整備し排水します。農地区分について、

申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

議案書12ページをご覧ください。

番号4、勤務先に近く、利便性の高い申請地に住宅建築を計画します。汚水は市下水道へ排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号5、既存の資材置場が手狭になったため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号6、安達駅や主要道路に近く、宅地需要の見込まれる申請地に宅地分譲を計画します。汚水は市下水道へ排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号7、安達駅付近での住宅需要が見込まれるため、申請地に建売分譲住宅の建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し市道側溝へ排水します。農地区分について、申請地は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地の市街地内農地と判断されるものであります。

番号8、一時転用になります。イベント開催にあたり、駐車場の不足が見込まれるため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用

地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

議案書14ページをご覧ください。

番号9、進入路の道幅が狭いため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

20番（菊地清吉）委員 20番、菊地です。議案第56号番号1について、調査結果をご報告いたします。

9月16日9時30分から現地にて、行政書士の■■■■さん、松本太委員と私3人で現地確認しました。譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんには電話にて確認し、議案どおりで間違いのない事を確認しています。譲渡人と譲受人は親子関係にあります。調査結果、議案書どおりで間違いありませんので、皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

4番（菅野一紀）委員 4番、菅野です。議案第56号番号2について、調査内容を報告します。

14日午後1時30分より推進委員の大石忠雄さんとともに、譲受人の■■■■
■■■■さんと聞き取りおよび現地調査を行い、確認を行いました。内容は事務局

説明のとおりです。また、譲渡人の[]さんは、体調が悪く、[]さんの奥さんから電話にて確認をもらいました。調査の結果、特に問題がないため許可相当と考えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

17番(松本 太)委員 17番、松本です。議案第56号番号3について、調査内容をご報告いたします。

議案55号番号1に連動していますが、9月16日午前9時より現地にて、二本松市都市計画課の[]さん他1名から、菊地清吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲渡人の[]さんは体調が悪いという事で、娘さんの[]さんから電話で確認し、内容に間違いのない事でした。内容は事務局の説明とおりです。調査結果、特に問題がないため許可相当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

続きまして、議案56号番号4について、調査内容を報告いたします。9月16日午前10時より現地にて、譲渡人の[]さんから、菊地清吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲受人の[]さん、[]さんからは電話で確認し、内容に間違いのない事でした。内容は事務局の説明とおりです。調査結果、特に問題がないため許可相当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

5番(川口美奈子)委員 5番、川口美奈子です。議案56号の番号5について、調査結果をご報告いたします。

9月15日午後1時より推進委員の渡邊一正さんとともに、借受人の[]

■さん立ち会いのもと、聞き取りおよび現地確認を行いました。また、貸付人の■■■さんは、ご自宅に伺い確認をいたしましたところ、申請内容に間違いがないという事でした。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可適当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

7番(安齋 栄)委員 7番、安齋です。議案第56号番号6、7について、調査内容を報告いたします。

まず番号6について、去る17日午前9時より譲渡人の■■■氏に、遊佐一夫推進委員とともに、現地にて聞き取り説明を受けました。譲受人の株式会社■■■代表取締役・■■■氏は、当日都合が悪く電話での確認になり、申請に間違いがないとの事です。一部内容が、■■■氏が違うという事でしたので、行政書士の■■■氏に電話での確認をしました。申請に間違いがないとの事でした。それで、■■■氏も納得しましたので、内容は事務局説明とおりです。現地等に問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。

次に番号7について、同じく17日午前9時30分に、譲渡人の■■■氏のお母さんと■■■氏、譲受人の■■■株式会社代表取締役・■■■氏の奥さんに、遊佐一夫推進委員とともに現地にて、聞き取り説明を受けました。内容は事務局説明とおりです。現地等に問題なく許可適当と判断しました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。以上です。

21番（佐藤 孝）委員 21番、佐藤です。議案56号の8番につきまして、調査報告をいたします。

9月18日朝8時30分から野地太郎農業委員とともに、[]さんに現地にて説明を受けました。貸付人の[]さんは、老人ホームに入っており、これは以前に[]さんが息子さんと話をして名義を変えたことによって、おばあちゃんの名義にしたという事でありまして、これは当事者同士、話がついておりまして、何ら問題なく許可相当と判断いたしましたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

15番（遠藤伝栄）委員 15番、遠藤です。議案第56号番号9について、調査内容を報告いたします。

9月18日午後2時から遠藤康子推進委員とともに、譲渡人の[]さん、それから譲受人の[]さん、お二方から内容をお聞きしました。内容につきましては、事務局説明のとおりという事で、特に問題もなく許可相当と考えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第56号、番号1から番号9について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第56号、番号1から番号9については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、議案第57号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書15ページをご覧ください。

議案第57号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和4年9月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、9月30日を予定しております。

農地流動化の状況について、議案書17ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区3筆4、194平方メートル、東和地区5筆3、865平方メートル、合計8筆8、059平方メートルの計画内容でございます。

利用権の新規設定は議案書15ページの番号1から番号3となります。

また、議案書15ページの番号1から番号3については、農地中間管理機構である福島県農業振興公社が利用権設定を受け、同時に借受者に対して利用権設定を行うものです。

その他の設定内容につきましては、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1から番号3につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第57号、番号1から番号3について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第57号、番号1から番号3については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和4年第9回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午後3時31分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和4年9月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 根本 信康

署 名 委 員 佐藤 美由紀

